

KULS ニュースレター No. 64

INDEX

～ リーガルクリニック特集号 ～

- 平成28年度リーガルクリニックの開催について
- 受講生 エッセイ
- キャンパスライフ

● 平成28年度 リーガルクリニックの開催について●

「地域に学び、地域に貢献する」ことを理念として法曹養成に取り組んできた鹿児島大学法科大学院は、平成29年3月31日で閉校・廃止になり、特に社会貢献を意識して取り組んだ事業については、法科大学院の後継組織として設けられた鹿児島大学司法政策教育研究センターが受け継ぐこととなります。

そのなかで、鹿児島大学法科大学院の象徴的な取組であった「リーガルクリニックA（司法過疎地における法律相談実習）」は、弁護士や司法修習生、さらに、他大学の法科大学院生にも門戸を開き、法曹養成からリカレントまでに対応する取組として、当該センターで継続して実施することとなりました。

今年度の離島実習は、この新たな取り組みとして最初の取組であり、2月10日から13日の3泊4日の旅程で、種子島の西之表市、中種子町、南種子町の3カ所を相談会場として実施しました。

今回は、九州大学法科大学院の学生5名、千葉で修習中の司法修習生1名をはじめ、島田俊一弁護士、山元平介弁護士ほか、弁護士の松下良成教授、白鳥努教授、本木順也教授、研究者

の米田憲市教授が参加し、また、京都産業大学法科大学院の草鹿晋一教授も来島し協力して下さいました。

種子島では、西之表市役所で、2ヶ月程度に1回以上、無料の法律相談が開催されているようになり、いわゆる、過払い案件もほぼなくなりつつあるという状況で、法律相談のニーズはさほどないのではないかとも思われましたが、予想以上の反響があり、1月の広報の開始から寄せられた予約案件と当日の飛び込み案件を含め、2日間で合計19件の相談に対応しました。

今回の実習では、ジェットfoilで種子島に行く予定でしたが、強い風のため予定便が欠航となり、空路を使うこととなりました。渡航する数日前に、種子島の役場から天候事情についての助言をいただき、空路の空席予約をしたことで事なきを得たわけですが、しかし、島に渡ってから、スーパーの菓子パンなどが売り切れしており、「強風の影響により欠航しております。商品入荷不安定につきご迷惑をおかけします」という掲示に出会ったほか、1件、船が欠航であったので、相談もなくなったと思われ、相談に来られなかった方がおられたことも判明し、離島での生活の一面を体験することとなりました。

プログラムの中では、種子島総合開発センター（鉄砲館）で種子島の自然史や社会史を学んだり、西之表市役所、中種子町役場、南種子町役場や種子島簡易裁判所の施設を見学しました。とくに、種子島簡易裁判所では、裁判官、書記官より、地域の司法事情について、詳しく話を伺う機会をいただきました。法科大学院生や司法修習生には、相談の準備や相談会場の設営、相談者とのコミュニケーションを含め、法律問題が社会生活の他の側面と強く結びついていることや、また司法制度の動態について、多くを吸収してもらえたと思います。

運営については、徳田絵理子、前田ひとみ両事務補佐員のサポートにより、非常にスムーズな対応ができました。

往路は天候の影響を受けましたが、最終日は素晴らしい天候となり、島の自然の美しさも十分堪能できました。法科大学院生たちは、現地で発生する種々の困難を乗り越え、各先生方のご支援を得て、今年も充実したプログラムを展開できたと思います。以下、今年度の参加者のエッセイを紹介します。

鹿児島大学法科大学院
研究科長 米田 憲市



【種子島簡易裁判所の司法状況を聞く様子】

● 受講者 エッセイ ●

鳥飼 遼介 さん

私は、4日間、種子島に於いて法律相談の実習に参加させていただきました。私の離島に対する先入観と実際に実習で体験したこととの乖離が大きく、実習中は驚くことばかりでした。

特に、交通に関する点が印象深かったので、この点に焦点を当てたいと思います。

まず、島が広い、ということでした。西之表市街から南種子町の相談会場まで、カーナビを入れると、目的地まで距離は約40キロメートル、時間は約1時間30分と出てとても驚きました。実際に、西之表から南種子の会場に相談

にいらっしやった方もいたので、法サービスを受けるまでに大変な苦勞があることを実感しました。

次に、種子島簡裁で伺ったもので、種子島で家事調停、特にDVが絡む離婚事案では、裁判所内では当事者双方が顔を合わせる機会がないように配慮できるが、裁判所をでると、配慮が難しいというお話です。島外に出る手段は、飛行機か船しかなく、一方当事者が島外から来ていれば、他方は空港か港のどちらかに行けば顔を合わせる可能性が否定できないというものでした。裁判所からバス、タクシー、電車と様々な交通手段をとることができる本州では想像がつかないものでした。

最後に、法律相談会での出来事です。私が担当だった相談者の方が、来場されませんでした。お電話すると、まさか来ているとは思わなかった、相談会は中止だと思っていたとのことでした。理由は、前日から海が時化しており、種子島行きの船は欠航していたためでした。昼食を買いにスーパーに行くと、船便欠航のため、商品未入荷との張り紙があり、島の方々にとっては船が重要な交通手段であるのだと思いました。

特に、最後の出来事は、相談者の方にとっては、法律相談に接するチャンスを逃したということになり大変残念だったと思います。種子島のような島しょ部のみならず、交通アクセスの少ない地域で法律相談をするには、法律相談以前に多くの気配りが必要であると感じました。



【相談日前の事前検討会(打合せ)の様子】

桃原 麻実 さん

今回の法律相談では、実際の法律相談を少しでも自ら行い、弁護士の相談の受け方を見ることができたこと、また、今まで考えたこともなかった司法過疎の問題を具体的にどう問題なのか、現状どうなっているのかを知ることができたことがとても良かった。

まず、法律相談を実際に行くと、要件事実を思い浮かべて、それについて足りない事実を聞き出すということが難しいと感じた。後に相談内容をまとめていたり、検討会で指摘されたりすると確かに足りないことはわかるが、その相談を受けている場では気づけなかったことが多かった。そのやり方は普段事例問題を考えるときと同様であり、法律相談でも、話の中からこの点がこの論点に関係在りそうであるという予測をしながら行うということを知ることができたことが、とても勉強になった。

また、相談に来る人は、現在学習している法律の解釈のことだけでなく、手続や裁判等にかかる費用を知りたいという人が多かったため、手続の知識が必要であると感じた。法律相談においては、手続がどうなっているのか、どのような手続をとるべきかの選択肢を考えること、さらにその選択しから相談者の立場に応じた利用しやすい手段を提案することが必要であった。私は手続の知識はあまりなかったため、少しずつでいいから、裁判以外の調停といった手続も知っておこうと思うようになった。

次に、島の法サービスの現状については、簡裁・家裁出張所の取扱件数が年間30件ということに驚いた。通常の都市部の裁判所では、一人の裁判官が同時に抱える事件数が30件程度であるというから本当にとっても少ないのだと感じた。このことについては、簡裁の見学に行ったときに、裁判官がむしろどのようにすれば裁判所を利用してもらえるのかを私たちに聞きたいという発言があり、裁判官の方も相当な危機感を覚えているのだと感じた。利用者が少なくなることによってさらに簡裁が減らされるとい

う現実も今回の研修の中で先生方の話から聞かされたため、法サービスが維持されることの難しさも知ることができた。

以上のように、今回の研修を通して、法律相談の仕方は今後の役に立つと考えられるし、島の法サービスの現状については、今回知ったことを微力ながら周囲に広めることや、この先法サービスの提供に関わるなどができればいいなと考えるようになった。



【相談後の事後検討会(報告)の様子】

斉藤 あゆみ さん

リーガル・クリニック離島版で学んだこと5選

1. 鹿児島から種子島までは、高速船トッピーで1時間半。私たちが上陸する日は生憎の天候だったので、急遽、プロペラ機になった。運よく二つの手段で島と本土を行き来することができたのだが、島と本土を結ぶ交通手段はこの二択である。ちなみに、船は7100円、飛行機は14000円(片道)。島と本土の間には、物理的以上の距離がある。

2. 種子島にはひとつの市とふたつの町がある。宿泊所は西之表市の長い直線道路から鋭角ターンをきめて入ったところにあった。そこから南種子町の相談会場までは車で1時間半。島が意外と広い。移動中、タクシーは見えないし、バスもほとんど見なかった。島は広くて、移動手段は自家用車一択なのだ。

3. 法律相談って、私たちなにするんだろう

ね、後ろでノートテイクかな、なんて言いながら種子島入りして弁護士の先生との事前打ち合わせ。「じゃあ、事実関係の聞き取りは基本的に君たちにやってもらうから。」一応、事前に聞き取った事案の概要は見て、ある程度法律構成と要件事実を頭に突っ込んで。そういった付け焼き刃的知識は、相談者と一対一の場に放り込まれた途端、吹き飛んでしまった。相談者に事案の概要をしゃべってもらった後、なにを聞いていいかわからない。なにをメモしていいかわからない。事後検討会で心に残った一言、「君たちは要件事実がわかってないわけ。わかってたら、僕たちが質問しても、「えーっと」にはならないはずなんだよ」。

4. 法律相談でわかったこともあった。それは、向き合って話を聞くというそれ自体によって相談者が救われる場合があるということだ。それはどうしようもないですよと伝えることしかできなくても、解決が難しそうでも、「1時間かけて話を聞いてもらった」という感覚は相談者の心を温める。相談の間、一言も発さずに弁護士の後ろに座っている「助手役」の学生にまで顔を向けて話している相談者が少なからずいたことが印象的だ。

5. 九州大学に戻って離島の話をする、「法律相談とかなさそう」「境界線争いでしょ？」などと言われることがあった。しかし、実際には、2日間の日程で、20件以上の相談があった。その内容は、離婚や相続といった家族法案件から3000万円以上の債務の問題、国家賠償に至るまで多岐にわたる。

この状況を目の当たりにして、離島には法的ニーズがないなどとはとても言えない。離島は確かに特殊だ。遠いし、広い。でも、そこで行われている人間の営みは、本土とまったく変わらない。

以上、リーガル・クリニック離島版で学んだことでした。



【最終日 南種子島の海の様子】

● キャンパスライフ ●

中央大学法科大学院と鹿児島大学司法政策教育研究センターとの間における教育研究の連携に関する協定調印式

2月28日(火)鹿児島大学郡元キャンパス総合教育研究棟にて中央大学法科大学院と教育研究に関する協定の調印式が行われました。中央大学からは中央大学法科大学院法務研究科長の小木曾 綾研究科長、本学からは高松 英夫理事が臨席されました。

調印式では、高松英夫理事の挨拶後、中央大学法科大学院の小木曾綾研究科長と鹿児島大学司法政策教育研究センターの米田憲市セ

ター長が、連携の概要と今後の展望を説明し、協定書に調印しました。

今後は、この協定を基盤に、双方の授業への教員の派遣やICTを活用した授業の調査研究及び実施、リカレント教育の実施など多方面での協力を推進し、双方の大学の強みを生かした連携を図っていきます。



【左から小木曾研究科長、米田センター長】